

平成 30 年度 第 5 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 12 月 18 日（火） 午後 3 時 30 分～

2 場 所 吹田市役所高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

泉委員 金戸委員 出口委員 春貴委員 的場委員 山下委員
山本委員 村田委員

〈欠席委員〉

田端委員 藤原委員 古本委員

〈事務局職員〉

高田 徳也（市民部長） 横山 尚明（人権政策長）
信田 二三夫（市民部人権平和室長） 岸上 孝司（市民部総括参事）
西口 崇（市民部人権平和室参事） 田毎 祐三（市民部人権平和室主幹）
生駒 靖子（学校教育政策室長）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

（事務局）

資料確認、出席状況報告

傍聴希望者の有無確認

【会長】

本日、審議会改定版を、前回我々が出したものを事務局、各部署で確認していただきまして、最終バージョンを資料としておつけしております。すでに皆さんのお手元に郵送させていただいております、資料 1 が修正したもので、どこをどう修

正したのかをわかるようにしたものが、作業用と書いてある資料 2 でございます。
あと、参考資料としまして、先ほど説明のありました我々の書いたものそのままがついてあります。特に修正はしていません。審議会が勝手に書いてもいいのではないかという話もありますが、吹田市の施策の内容に踏み込んだ記述もありますので、そこが事実と違っているということになりますと困りますので、各部署で点検いただいて、実際の施策と違うところは修正していただいたと、そういうことでございます。

それをすでに皆さんにご覧いただいたということで、もし何かご意見がありましたら、言っていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いします。

【A委員】

今日、ここで意見が出た場合、それを反映させる余地はありますか。

【会長】

細かな修正なら、もちろんできると思います。

【A委員】

資料 2 の最後の 20 ページなんですけれども、「以上の様々な人権課題が存在しています」から次の段落で、「人権課題が存在しています」なので、次の段落では人権課題をそのままあげる方がいいのではないかと思います。「防止」とか「根絶」とかではなくて。

【会長】

「防止」とあえて書かず、「偏見などです」ということですね。

【D委員】

又は、その「人権課題の解決に取り組む必要があります」という一文目を変えれば、そのまま使えますね。

【会長】

そうですね。「主要な人権課題以外にも様々な人権課題が存在しており、その解決が」と。

【D委員】

それだと、下の文章とのつながりもいいですね。

【会長】

「その解決に向けた取り組みを行っていきます」でしょうか。「取り組みが求められます」では、ちょっと弱いですね。

【D委員】

その文章の一番最後の段落に「取り組みが求められます」というのが出てくるので、ちょっとかぶりますよね。

【会長】

そうですね。「存在しています」だから、やはり最初の案に戻して、「偏見などです」としまししょうか。「存在しています」はそのまま活かし、最後の「偏見の防止など」は「防止」を取って「偏見などです」でいいでしょうか。

【E委員】

「正しい知識や理解を」の部分は人権自体を列挙するんだったら、ちょっと違いますかね。

【会長】

そうですね。「人権課題」という言葉を、問題点そのものか、それに対する対処の仕方、取り組みも含めて課題と考えるかによって、ニュアンスが変わってくるでしょうけどね。

【D委員】

又は、それができていないことが課題だというふうに捉えるのか。

【会長】

「撤廃」という言葉が書いてあるし、「理解」「尊重」「防止」という言葉も書いてあるので、現状の問題ということだけではなく、それに対して具体的にアクションが必要です」ということも、一応言葉としては両方書いてあるので、そこ

の文章の締め方ですね。

【H委員】

「解決に向け努力することが求められます」にしてはどうでしょうか。

【会長】

「解決に向けた努力が必要です」というぐらいにしましょうか。「求められる」というのは後に出てきますので。

一応、これを会長預かりとして、今のような主旨で私のほうで整理、訂正をさせていただくということでもいいでしょうか。とりあえず、暫定的に「その解決に向けた努力が必要とされています」としておきましょうか。

【A委員】

それと併せて、作業用 4 ページの一番下の段落、下から 5 行目「本市の取り組み」のところの冒頭に、「いじめ」や「不登校」「ひきこもり」というワードがあるので、「その他」のところにも入れていただけたらと。子どもについては、すでに別の項で出ていますが、「不登校」「ひきこもり」については、触れられていないので。併記するのがいいかわかりませんが、まとめ方としては、何が課題なのか無理解、ということだと思うので、そういう書き方で、どこかに差し込んでいただければと思います。

【会長】

そうですね。例えば「HIV 感染者、ハンセン病回復者に対する正しい知識と理解」、その後に「ひきこもりへの理解と対応」

【A委員】

はい。どこかにそのワードを入れていただけたらと思います。

【会長】

とりあえず「理解と対応」としておきます。もっといいのがあれば言ってください。

【F 委員】

同じく、作業用の 17 ページの「障がい者」の最後のまとめの「今後とも」のところ、下から 3 行目「共に生きる社会を構築するために障がい者の意見も聞きながら」となっていますが、「も」ではなく「を」ではないでしょうか。これだと、当事者性がないのではないかと思います。

【会長】

そうですね。その通りです。

それから、J 委員からメモが来ておりまして、「今日欠席するので、議論してほしい」ということですので、紹介しますね。「私としては、案について概ね了解致しますが、できれば以下について、ご議論願えればありがたいです。日本は、外国人労働者の受け入れを拡大していますが、企業のコンプライアンスや居住について、吹田市はどのように関わりを持つのか。」これはご存じのように入管法の改正がこの間国会を通過してしまったのですが、細かなことはまだ出ていない。委員会の議長がそういう政府案の省令等が出たら、それは国会でちゃんと議論するという条件をつけているという、そういう状況があります。あと安部首相が、総合的な施策をすとかしないとか、国会でいろいろと答弁をされているという、そういう状況です。これについて J 委員は、吹田市ではどういう関わりを持つのかと、意見を出されております。これを、ちょっと後で事務局の方から少しお話しただけたらと思います。

それから、もう一つは、高齢者。「定年年齢を 70 歳に引き上げる案が出ていますが、吹田市の場合、再雇用も含めて、国のガイドラインに頼るだけなのか、あるいは独自の仕組みを構築できる可能性はあるのか、また、高齢者の生きがいとなるような社会への参加、また、人との交流を通して自己を認識できるような仕組みを作ることは可能なのかという、以上の事について具体的な考えがあれば、各項目に入れることができればと思います。この度の基本方針は、今後何年間かは変わらないとすれば、数年後には例えば今より吹田市に外国人労働者が増加する可能性も見越しておくことになると思います。これに限らず、3 ないし 5 年後も耐えられる内容の創造も必要です。どうぞよろしくお願いします。」という、こういうご意見をいただいております。今の 2 点について、事務局の方から、吹田市の施策の現状について説明をお願いします。

【事務局】

まず、1点目の外国人の件ですが、国の動向等もしっかりみていかないといけないというところもありますし、具体的にはまだ何も決まっていないという状況があるかと思われます。市としても、このことについての担当部局なども、まだこれからというところかと思いますので、この基本方針に徐々に盛り込むというところまでは、現段階ではちょっと難しいのかなと思います。ただ、問題としては、今後意識して見ていかないといけないところであるかなというふうに考えております。

次に、2点目の高齢者の件ですが、こちらについては福祉の部局、高齢福祉の方の部局の担当であるところですので、またそちらの方で、市としてどういった仕組みがいいのかという部分も検討することが必要になってくるのかなというふうにも思われますし、今後こういったことを問題提起していくことは可能かと思いますが、今、こちらの人権の方で、この基本方針に何か盛り込んでいくというのは、現時点ではちょっと難しいのかなということは感じております。ただ、やはりこの基本方針が今後数年間、耐えられるようにということについては、社会の変化に対応した形で何年か先には改訂版をさらに、ということも考えていかなければいけないと思いますので、今は、事務局としましては、具体的な考えには至っておりません。

【会長】

ということなんですけれども、審議会の案は、別に事務局のご意見に即する必要はないんですけれども、まあ、意見を出させていただいても、最後にお作りになるのは吹田市なので、最後の落としどころはそうなるという事です。

我々の方としては、にもかかわらず何か書き込んだ方がいいのではないかと、いうことであれば、書きこんでもいいしということだと思ふんです。

内容を確認しますと、外国人の件は、19 ページに「市民と外国人が共に暮らし、云々」、「市の担当部署と責任の所在を明確にしつつ、市民と外国人が共に暮らし豊かな地域社会を形成する多文化共生の推進」、「国際理解のための様々な教育や様々な交流推進、外国人のための日本語講座、通訳派遣、多言語対応のパンフレット」、「就業機会の確保や良好な就業環境の保障」、「外国人の雇用の仕組みに反映するしくみ」というふうに書いてあり、本当は「総合的な施策をします」というふうに書き込んだらいいのですが、今、国の対応がよくわからないので、そこまで踏み込むのもちょっと、吹田市としてはきびしいかなと思いますし、現

状のこの文面でもいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

私個人としては、外国人についての行政というのは、日本国籍がないという大きなハンデがありますし、それから在留資格という大きな壁があるので、障がい者問題や部落問題や子どもの問題より、法律できちんと整備されて、各自治体に総合的な施策をやりなさいという体制がなかなか取れない、そういう部分だと思うんです。

行政法的にも一種欠落した部分があって、だから法務省の裁量で全部やってしまうというか、国会ではあまり議論できないという、入管法の審議を見ていたらそんな感じです。そういう問題があることは事実なんですけど、まあ現状としてここに書いていただいておりますので、これでいいかなと思うんです。

あと、審議会のあり方のことなんですけれども、我々まだ任期があるので、どんどん個別の意見や答申を出していかなければいけないのではないかと考えています。J委員がおっしゃっているように、これから3年5年とどんどん状況が変わっていくので、その状況に応じて、課題に応じた意見書というものを審議会である程度対応して作っていかなければいけないのではないかと個人的には考えています。ですから、ここでたくさん盛り込むということよりも、むしろそういうふうにして、我々の残りの任期をやっていけたらと考えているんですけど、いかがでしょうか。それから、高齢者の件も国の施策もまだはっきりしていないので、これで置いておいて、さっき言ったような形で、変化に対応できるような、そういう審議会の運営を今後もしていけたらと考えているんですけどもいかがでしょうか。

特に外国人の問題についても、高齢者の問題についても、実際に法律が走り出して4月以降、どんなことが出てくるのかというのはちょっとまだわからないところなので、むしろそういうのがある程度明らかになった時に、また審議会でも、「審議会は、これが大事だと思うから、市長に対する意見書を出す」という、そういうことをやってもいいかなと思います。市長に諮問してもらわないといけないんですけども、諮問がないと審議会が走らないということではないと、たぶんないかどうか、難しい話かもしれないけれども、別に諮問受けていないですけど、我々がそこで議論をして、諮問なしに審議会として意見書を出すっていうことをやれなくはないと思います。審議会そのものは、条例で設置が決められているわけだから、対応はしてもいいのかなと考えているんですけど、それでいいですか。J委員がせっかくちゃんと言ってくれているので、申し訳ないんですけど、もう少し状況がはっきりした時に、もっと具体的に、これをしなさいと言った方

がいいのではないかという気がするんですが。

【C委員】

どんどん変わりますものね。そういうのは必要かもしれませんね。

【H委員】

今おっしゃったように、継続するということであれば、問題が出た時に対応するというのでいかがでしょうか。

【会長】

それは、審議会としては対応する必要があると思います。J委員がおっしゃるとおりで、書いたら終わりではなしに、むしろ積極的に審議会の個々の課題については、総合的にどうするのかという意見を言わないといけないんじゃないかと思っています。指針を作ったら終わりということではないと思います。

【D委員】

ちょっと、細かいところなんですけれども、13 ページの「子供の貧困」の項目が始まる場所の3行目のところなんですけど、「同年8月には」で、斜線で削除があって、「子ども」という書き換えが残って、そのまま次、「子供の貧困」ですね。この「子ども」は削除でいいのかなと改訂版の方にも残っていたので。

さっきもあった、20 ページの「様々な人権課題」のところなんですけれども、書き出しの「以上の主要な人権課題以外にも」というところの「主要な」というのを省いてもいいのではないかと。

【会長】

ああ、そうですね。

【D委員】

法務省のホームページを見たら、下に書かれているほとんどのことが「主要な人権課題」として挙げられているので。

【会長】

はい、おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。「以上の」でいいですかね。「主要な」は削除しましょう。

【会長】

それから、ちょっと確認なのですが、審議会で案を出したあとは、我々の手を離れて、あとは吹田市が独自で指針をお出しになるということで、事前に摺り合わせをしてもらっているんですが、さらに変わる可能性は、あるわけですね。

【事務局】

基本的に大きな修正をするつもりは、ございません。ただ、微妙な表現とか、そういったところは、若干、さわることもあるかもしれないです。

【会長】

ということは、基本的には、ほぼ、これで成案になるということですね。

【事務局】

そうですね。あと、「子供」というワードがたくさん出てきますが、吹田市の文書のルールで、「子供」の「供」は漢字で表記をするということがございますので、この審議会の案としましては、「子供」の「供」がひらがなになっておりますけれども、そこは市のルールに従って、漢字で表記をするという部分はあります。

【会長】

ということです。私もこれを何回も読んでいろいろ考え出すとＪ委員の意見書にあるとおりで、今になって、もっと書き込めたらいいなと思うところもなくはないんですけども、時間も長い間、皆さんにもご苦勞をいただいておりますので、今日のご意見については、私の方で修正をするということで、一応これで成案ということで、ご了解いただけますでしょうか。

はい、そうしましたら、成案にさせていただくということで終わりたいと思います。

続きまして、答申の提出についてです。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はじめに、資料 5 をご覧いただきますようお願いします。平成 25 年 11 月 28 日に、市長から本審議会に提出された諮問書でございます。この中で、最後の段落になりますが、人権の視点に立って市政運営に努めるとともに、市民、事業者、行政が協働して、人権の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまちをめざすため、人権行政の在り方を示すものとして、「吹田市人権施策基本方針の見直し」と「(仮称)吹田市人権施策推進計画の策定」の 2 点について諮問しております。委員の方々から、これまで様々なご意見の交換やヒアリングの実施などを経て、議論を重ねていただきましたが、本日は、市からの諮問のうち一点目の「吹田市人権施策基本方針の見直し」に関して、まとめていただきました改訂版を答申として提出していただきます。

次に、資料 4 は、答申のかみ文でございます。本文の第一段落の 2 行目後半からの「人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に進め、時代に即した実効性のある施策を積極的に推進するため」の部分は、諮問書の文言を一部引用し、本審議会で審議していただいた目的を述べております。

二段落目では、諮問を受けました 2 点の内容のうち、「(仮称)吹田市人権施策推進計画の策定」について、今回の答申には盛り込まれていませんが、今後市が策定する基本方針に沿って市が推進計画(案)を作成し、審議会にご提示して審議する方向とするということを述べております。

なお、本日の会議で基本方針改訂版(審議会案)について、一部変更点はございましたが、これにつきましては、会長と相談のうえ、事後にはなりますが修正いたしまして、成果品とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。ちょっと私の方から補足説明しますと、今日は会長預かりにさせていただきます、どういうふうに変えたかということをお知らせすることを条件にとりあえず今日、答申としてお出しするというのが 1 つです。

問題は次なんです。併せて諮問があったところなんです。これ実は、最初の議論の時に委員から「推進計画というのは当然自治体が行うべきものであって、審議会が議論をするものではないのではないですか。」という話があったんです。基本はやはり推進計画は行政の責任で行うべきものですが、ただし、できてきた案を審議会がチェックするというのは、やってもいいのではないかという趣旨で、こういうふうにかかせていただいた、ということです。「今後市が新たに

策定する基本方針に沿って作成される推進計画案をご提示いただき審議する方向とします。だから、推進計画は市が案を出してきて、審議会がそれに意見を言う、チェックを入れるという、そういうことはした方がいいのではないかと、そういう趣旨で、この文言 3 行を載せさせていただいたという次第です。さっきの話と絡んでくるんですけれども、その時にはまた、新しい課題がいくつか出てきているので、一緒に議論できるかなと思っております。

ということで、この 3 行は玉虫色というか、わかりにくい表現なんですけれども、要するに基本は、「推進計画は行政が作るものなんだけれども、我々は審議会としてそれをちょっと見させていただきますよ、そして必要に応じて意見は言いますよ」ということですね。そういう形にさせていただくということで、いかがでしょうか。だから、これが出てきたら、また審議会を開催していただくという、そういう話になります。これ、日程的にはどうなんでしょうか。

【事務局】

日程につきましては、最後の「3 その他」のところで説明させていただきたいと思います。

【D 委員】

この基本方針を定期的に見直すというような形を決められていますか。

【会長】

文言としてはここに書いていないんですけれども、審議会の了解として、どこまで行政に認めてもらえるかわかりませんが、この指針どおりに事が動いているかどうかというのも、本当はチェックしていかないといけないことなんですね。だから、審議会のあり方をめぐって、皆さんで議論をする必要があると思うのと、それから、市長が諮問をするかどうかということはあるんですが、必要に応じて意見書を出していくということは、私個人の考えではありかなと思います。そこはまた、事務局と詰めなければいけないことですが、審議会を開店休業にさせないということが必要ではないかと思います。

【E 委員】

21 ページの真ん中、空白の上にある「民主的に点検・確認」とある「民主的」というのはどのくらいのスパン、毎年ということではないですね。

【会長】

毎年ということではないです。長くて5年ですね。短くて3年くらいでしょうか。

【D委員】

もともと、「第2次基本方針」という書き方をしていたから見直しが行われれば3次なども改訂版としてあるのかなと。そのあたりはいかがでしょうか。

【会長】

割と早い時期に作らないといけないかも。このところ、状況が急転している。

【事務局】

10年間とか期間が決まっているものでしたら、第1次、第2次となりますが、初回の基本方針も、概ね10年で今回見直してもらったけれども、そういうスパンが特に決まっていないということで、時代の変化等で変える必要が出てきたら、その時に見直すという形をとらせていただくということで、今回改訂版というふうにさせていただいたという考えです。

【会長】

ではこれで、答申の鑑文として案をとっていただき、ご了解いただいたということで、どうもありがとうございます。

そうしましたら、今日の審議はこれで終わりということで、これからセレモニーを行います、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

本来であれば、吹田市人権施策審議会会長から吹田市長に手交いただくところでございますが、本日は、吹田市人権政策長横山が吹田市長に変わりましたので、答申をお受けするという形をとらせていただきます。

では、会長、人権政策長、よろしくお願いします。

— 答申の提出 —

【会長】

ありがとうございました。では、事務連絡を。

【事務局】

ありがとうございました。

今後、この答申を基に、パブリックコメント等の手続きを進めまして、吹田市人権施策基本方針改訂版を今年度末に策定いたします。

なお、パブリックコメントは1月23日から2月22日を予定しています。以上です。

【会長】

はい。どうも皆さん、ありがとうございました。ずいぶん時間がかかってしまいましたが、そうしているうちに日本の状況も急速に変わりそうな感じがします。入管法の改正、高齢者の問題、いろんな課題が出てくる新たな段階に入りそうですけれども、とりあえず一旦、議論はここでまとめて、次の段階でまたやっていければと思います。

事務局から、今後の日程について、ご説明をお願いします。

【事務局】

今後のことですが、今期の審議会委員の皆様の委嘱期間は、平成31年10月末日までとなっています。

本日、「吹田市人権施策基本方針の見直し」に関する答申を提出していただきましたが、諮問では「(仮称)吹田市人権施策推進計画の策定」についても依頼しており、今回の答申にもありますとおり、事務局から推進計画案をご提示させていただいて、ご審議いただくという方向でお願いしたいと思います。

推進計画案は、これから作成してまいりますので、審議会の皆様は任期中であります10月末までに1～2回開催し、その後も新たに委嘱を行った委員の皆様で引き続きご審議いただきたいと考えています。

また、推進計画の策定後も、同計画の進捗状況をチェックしていただくという役割もございますので、審議会は引き続き開催してまいりたいと存じます。

具体的なスケジュールにつきましては、現段階ではお示しはできませんが、審議会の開催日程につきましては、会長と事務局で協議の上、皆様方にご連絡させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【会長】

はい。どうもありがとうございます。最後に、もしよければ皆さま方から一言ずつコメントをいただき、私の方でまた、最後ご挨拶をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。もういいですか？

私、実は外国人の在籍児童が全校児童の 4 割を超えているという大阪市立南小学校に隣接する「南子ども教室」に学生を連れて行ってきたんですね。そこをああいうふうにした前の校長先生が、5 年前に初めて赴任した時の 4 月の中頃に、フィリピン人のお母さんが自分の子供を殺したという事件があり、そこからそういう取り組みが始まって、学校が外へ NPO へ出て行って、そういう子供たちをフォローする団体を作ろうということで、学校が実行委員会になったという、そういう経過があります。そこで毎週火曜日の 6 時から 8 時まで、小学生から高校生までの外国にルーツを持つ子供たちがやってきて、ボランティアの人たちがたくさんついて日本語指導をしたり、いろんなことをして、子供たちの居場所になっているという、そういうところを見学してきました。

その中で、バイリンガル教育をしなければいけないということと、それから、フィリピンならフィリピンにルーツを持つということ子供たちがしっかりと見据えることで、学習意欲もわいてくるということ、そんな話をお聞きしてきました。

あと、「ライトピア 21」という箕面中央人権文化センターへ、ここも、学生を連れて行ってきたんですけども、小学生が来るのは夕方 5 時頃までで、あと中学生、高校生などもたむろしていて、学習支援をする教室があったり、いろいろなことをしていました。そこは地域通貨を使っていて、マーブルという、近畿財務局の承認を受けた地域通貨なんですけど、子供たちが来て仕事をしたら、地域通貨を支払う、それで子供食堂に行ったり、または貯金をして、いろいろなことに使えるなどです。そこもやはり、しんどい子供たちをどうするかという話をしていました。

それからまた、うちの学生が釜ヶ崎へ行って支援をしていたりする関係で、西成でやっている「子どもの里」というところへも行ってきました。そういういろんなところを見てきたんですが、それらをバラバラに考えるのではなく、つなげていくということが必要なのではないかと思います。「南子ども教室」に行った日はちょうど、衆議院で入管法の改正が通った日でしたので、新聞社の記者が何人か取材に来ていました。南小学校は、今度文部大臣が来ると言っていました。こういうところは、愛知にも神奈川にもあるようで、いろんな状況がまた変わっていくのかなと思います。そういう時代ですので、ちょっと我々は気を抜けないなというふうに思っております。今後共、よろしくお願い致します。

はい。では他に何もなければ、今日はこれで終わりたいと思います。まだ、お役目がありますので、よろしくお願いします。では、どうもありがとうございました。